

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成27年6月9日（平成27年（行個）諮問第103号）

答申日：平成28年10月18日（平成28年度（行個）答申第110号）

事件名：本人に係る訴訟において国が提出した証拠説明書等の不訂正決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成11年（行ウ）第X号の訴訟（東京地裁）に係る被告提出の証拠説明書及び書証乙号証」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の訂正請求につき、不訂正とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）27条1項の規定に基づく本件対象保有個人情報の訂正請求に対し、平成27年1月20日付け東労発総個訂第26-3号により東京労働局長（以下「処分庁」という。）が行った不訂正決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

原処分の取消しを求める。

本件は法27条に基づく訂正請求である。処分庁は、法29条の解釈を誤っていると考える。通常、利用目的を達成した後に開示請求するのであるから、利用目的を達成済みを経由して訂正が認められないのは不合理である。いつ開示請求したものなら、法に基づく訂正請求と認められるのか。

（2）意見書

ア 諮問庁の法29条の解釈は誤りである。

（ア）諮問庁は、「・・・行政処分が確定し、訴訟が終結した時点でその利用目的を達成しており、もはや訂正の要否を論じる対象とはなり得ないものである。」としているが、このような解釈では、行政処分が確定したものについては、訂正の機会がないことになり、法

27条の訂正請求権と整合性が保てない。

(イ)「訂正請求は、請求に係る保有個人情報の正確性を確保する観点から行われるものであり、その効果の及ぶ範囲は、当該請求を受けた保有個人情報それ自体であり、当該情報に基づいてなされた行政処分の効力に直接に影響を及ぼすものではない。」とされている。

本件保有個人情報の利用目的は、保険給付の決定の是非を争った訴訟の証拠であるから、その範囲内で事実でなければならない。当該情報に基づく行政処分等が確定しているか否かにかかわりないのである。

(ウ)法5条では、「行政機関の長(略)は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。」ともある。そもそも事実でない文書を作成し訴訟に提出していること自体問題であると考えるが、本法が成立して訂正請求が認められることになったのであるから、処分庁は訂正を認めなければならない。

イ 訂正請求事項について

(ア)まず、平成11年7月26日付の証拠である乙第25号証までは、ありのままの形(B5判)で開示されているが、乙第26号証からはA4判だったものをB5判に縮小したものが開示されている。裁判所に提出したままの形のものがあはずである。

(イ)本件対象保有個人情報の事実と異なる内容は、大別して、次のように2つに分けられる。

a 裁判所に提出された書証等と開示されたものの形状等が異なっているもの(別紙第1)。

b 書証等の内容・記載事項等そのものが事実と異なっていると思料されるもの(別紙第2)。

(ウ)別紙第1について

1について

平成13年2月19日以降提出のものは、一部を除いてA4判であるから、処分庁が開示したB5判サイズのもの、裁判所に提出されたものと異なっている。

平成13年2月19日付から平成14年7月18日付までの各証拠説明書等(資料5~10)、及び乙第26,48号証(見本としてA4判サイズで提出されている乙号証の初めと終りの1枚のみ添付します。資料11,12。なお、乙第48号証全部が縮小だけでなく、異なっていると思料される。)

2について

B5判かA4判かを問わず、書証には全て乙号証印が押され番号

が付されている。処分庁が開示した乙第34, 35号証は、裁判所に提出したものと異なっていると思料される。

3について

資料13のとおり、裁判所に提出されたもの（左側）には、請求人意見のインデックスが付いているが、処分庁が開示したもの（右側）には付いていない。また、乙第42号証の印の大きさも異なっている。

(エ) 別紙第2について

1について

1記載のとおり訂正を求める（資料14, 7頁）。

2について

2(1), (2)記載のとおり訂正を求める（資料5）。

3について

3記載のとおり訂正を求める（資料8）。

4について

乙第46号証の作成者の役職・氏名について、開示されたものは、「(地方労災補償訟務官「●●」)」となっているが、裁判所に提出されたものは、「(中央労働基準監督署労災第一課長「▲▲」)」になっているので訂正を求める。平成14年7月18日付証拠説明書については、全体が裁判所に提出されたものと異なっていると思料される（資料10）。

5について

5記載のとおり訂正を求める。

6について

6記載のとおり訂正を求める。

「1日当たりの書字数2480字」は、実地調査をしていない担当官が後に算出したもので誤りであるので、実地調査をした調査官が算出した「1日の書字数5454字」に訂正を求める。

7について

7記載のとおり訂正を求める。

8について

(1), (2)について、保険給付記録票作成について誤った説明をしているので、削除を求める（資料15, 2～3頁）。

(3)について、当時の決定決議・通知について誤った説明をしているので、訂正を求める（資料15, 6～7頁）。

ウ 諮問庁は、「その（保有の）目的は当該訴訟において提出した資料の記録として、あるがままの形で保存することにある」としている。そうであれば、裁判所に提出されたものと異なる形で開示されたも

のについては、裁判所に提出したままの形に訂正することを求める。

また、「あるがままの形」が、そもそも事実と異なっているものについては、本来事実に基づいて公正に遂行されるべき訴訟において、事実と異なる証拠を提出したこと自体が違法行為なのであるから、訂正請求に理由があると認められるべきものである。

訴訟終結後、提出された書証について事実と異なることが判明した場合、訴訟の証拠は証拠として保有されるべきものとするが、一方、開示請求によって開示された保有個人情報の事実と異なると思料されるものについては、訂正請求が認められなければならない。それが本法訂正請求の趣旨であるとする。

エ 添付資料（省略）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求人である訂正請求者（以下、第3において「請求者」という。）は、平成26年12月25日付けで、東京労働局長（処分庁）に対して、法28条1項の規定に基づき、「平成11年（行ウ）第X号の訴訟（東京地裁）に係る被告提出の証拠説明書及び書証乙号証」に係る訂正請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が平成27年1月20日付け東労発総個訂第26-3号により不訂正決定（原処分）を行ったところ、請求者がこれを不服として、平成27年3月16日付け（同日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、法30条2項の規定により不訂正とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、処分庁が平成26年9月17日付け東労発総個開第26-297号により全部開示決定を行った「平成11年（行ウ）第X号の訴訟（東京地裁）に係る被告提出の証拠説明書及び書証乙号証」である。

(2) 本件対象保有個人情報に係る法29条の訂正義務

ア 法29条は、「行政機関の長は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。」と規定している。

イ 本件対象保有個人情報は、請求者が特定労働基準監督署長から行われた労災保険給付の不支給決定処分の取消しを求めて、国を被告と

して提起した訴訟（事件番号 平成11年（行ウ）第X号）に関し、国が当該訴訟を追行するため、東京地裁に提出した文書に記載された情報である。

ウ 上記イの訴訟については、平成14年10月24日、原告の請求を却下及び棄却する旨の判決の言渡が行われており、その後、平成15年5月19日付け東京高等裁判所判決、さらに、平成15年10月9日付け最高裁判所決定により、請求者の請求はいずれも棄却され、訴訟が終結している。

したがって、本件対象保有個人情報の利用目的にかんがみると、当該情報は、保険給付の決定の是非を争って、最高裁決定において請求者の申立が棄却され行政処分が確定し、訴訟が終結した時点でその利用目的を達成しており、もはや訂正の要否を論じる対象とはなり得ないものである。

エ また、本件対象保有個人情報については、訴訟終結後も引き続き開示請求が行われていることから、東京労働局において保存期間を延長して現在も保有しているものであるが、その目的は当該訴訟において提出した資料の記録として、あるがままの形で保存することにあることから、本件訂正請求に応じることは、本件対象保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えていると言わざるを得ない。

オ 以上により、本件訂正請求については、保有個人情報の利用目的に照らして、訂正の必要がないことが認められることから、法29条に基づく訂正を行う義務はない。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|-------------------|
| ① | 平成27年6月9日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年8月3日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ④ | 平成28年9月29日 | 審議 |
| ⑤ | 同年10月14日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件訂正請求及び原処分について

本件訂正請求は、審査請求人が法12条1項に基づき開示請求を行い、平成26年9月17日付け東労発総個開第26-297号により開示決定された本件対象保有個人情報について、別紙のとおり、その訂正を求める

ものである。

処分庁は、本件対象保有個人情報の利用目的は保険給付を行うためであり、本件対象保有個人情報においてはその利用目的を達成済みであるとして、不訂正とする原処分を行った。

審査請求人は、処分庁は法29条の解釈を誤っているとして、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の訂正請求対象情報該当性及び訂正の要否について検討する。

2 訂正請求対象情報該当性について

(1) 訂正請求の対象情報について

訂正請求については、法27条1項において、同項1号ないし3号に該当する自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと思料するときに行うことができると規定され、その対象は「事実」であって、「評価・判断」には及ばないと解される。

(2) 訂正請求対象情報該当性について

ア 本件対象保有個人情報は、上記1のとおり、審査請求人が別途、法に基づく保有個人情報開示請求を行い、開示を受けたものであることから、法27条1項1号に該当すると認められる。

イ 当審査会において、諮問庁から本件対象保有個人情報の提示を受けて確認したところ、本件対象保有個人情報は、審査請求人が特定労働基準監督署長から行われた労災保険給付の不支給決定処分の取消しを求めて、国を被告として提起した訴訟に関し、国が当該訴訟を追行するために東京地裁に提出した文書に記録された情報であると認められる。

本件対象保有個人情報に対して審査請求人が求める訂正請求の内容は、別紙のとおり多様な内容となっているが、以下の(ア)ないし(エ)については、訂正請求の対象である「事実」に該当するとは認められず、訂正請求の対象とはなり得ないものである。

(ア) 審査請求人が求める請求事項のうち、請求事項第1の1では、開示された保有個人情報が記録された文書が、B5判に縮小されているので、裁判所に提出されたA4判に訂正することを求めているところ、当該内容は、「事実」に反する情報の訂正を求めるものではないことから、訂正請求の対象とはなり得ないものである。

(イ) 請求事項第1の2では、裁判所に提出されたものには、乙号証番号が付いているはずであるから、乙号証番号が付いたものに訂正することを求めているところ、当該内容は、「事実」に反する情報の訂正を求めるものではないことから、訂正請求の対象とはなり得ないものである。

(ウ) 請求事項第1の3では、形状が異なっているので、裁判所に提出されたものと同じものに訂正することを求めているところ、当該内容は、「事実」に反する情報の訂正を求めるものではないことから、訂正請求の対象とはなり得ないものである。

(エ) 請求事項第2の7では、裁判所に提出された各請求書は、上欄の「支給決定 支払決議書」の文字部分及び裏面全部が欠損しているため、審査請求人が提出した欠損していない各請求書に訂正することを求めているところ、当該内容は、「事実」に反する情報の訂正を求めるものではないことから、訂正請求の対象とはなり得ないものである。

ウ 別紙に掲げる訂正請求事項のうち、上記イ（ア）ないし（エ）を除く訂正請求事項については、例えば、請求事項第2の1で訂正を求めている年月や記載内容のように、法27条の訂正請求の対象となる「事実」に該当する情報であると認められる。

3 「事実」に該当する情報の訂正の要否について

(1) 法29条は、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報を訂正しなければならないと規定している。

(2) 諮問庁は、理由説明書において、おおむね以下のとおり説明する。

ア 本件対象保有個人情報は、審査請求人が特定労働基準監督署長から行われた労災保険給付の不支給決定処分の取消しを求めて、国を被告として提起した訴訟（事件番号 平成11年（行ウ）第X号）に関し、国が当該訴訟を進行するため、東京地裁に提出した文書に記録された情報である。

イ 上記アの訴訟については、平成14年10月24日、原告の請求を却下及び棄却する旨の判決の言渡が行われており、その後、平成15年5月19日付け東京高等裁判所判決、さらに、同年10月9日付け最高裁判所決定により、審査請求人の請求はいずれも棄却され、訴訟が終結している。

したがって、本件対象保有個人情報の利用目的に鑑みると、当該情報は、保険給付の決定の是非を争って、最高裁決定において審査請求人の申立が棄却され行政処分が確定し、訴訟が終結した時点でその利用目的を達成しており、もはや訂正の要否を論じる対象とはなり得ないものである。

ウ また、本件対象保有個人情報については、訴訟終結後も引き続き開示請求が行われていることから、東京労働局において保存期間を延長して現在も保有しているものであるが、その目的は当該訴訟において提出した資料の記録として、あるがままの形で保存することに

あることから、本件訂正請求に応じることは、本件対象保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えているといわざるを得ない。

- (3) 上記(2)の諮問庁の説明を踏まえると、本件対象保有個人情報については、審査請求人が提起した訴訟が終結し確定した段階において当初の利用目的を達成しており、当初の利用目的を達成した後においては、東京労働局は、審査請求人からの開示請求への対応のためにこれを保有していたにすぎないものと解され、その内容につき、仮に事実と異なることがあったとしても、これを理由に訂正に応じることは、本件対象保有個人情報利用目的の達成に必要な範囲を超えているといわざるを得ない。

したがって、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められないので、本件対象保有個人情報に対する訂正請求を認めることはできない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件不訂正決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の訂正請求につき、その全部を法29条の要件に該当しないとして不訂正とした決定については、本件対象保有個人情報は、同条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められないので、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙

審査請求人が求める訂正請求事項

第1 開示されたものと裁判所に提出されたものが異なっているものについて、裁判所に提出したものに訂正を求めるもの（以下のとおり）

平成13年2月9日付以後の証拠説明書等（横書きのもの）及び乙第26号証から乙第48号証までの書証は、裁判所に提出されたものと形状等が異なっていると思料されるので、裁判所に提出したものと同一ものに訂正を求める。

1 B5判に縮小されているので、裁判所に提出されたA4判に訂正を求める。

平成13年2月19日付 証拠説明書

平成14年3月28日付 ”

平成14年3月29日付 証拠番号訂正申出書

平成14年6月13日付 証拠説明書

平成14年6月17日付 ”

平成14年7月18日付 ”

乙第26号証ないし乙第33号証

乙第36号証ないし乙第41号証

乙第43号証ないし乙第48号証

2 号証番号が付いていないので、裁判所に提出されたものには、乙号証番号が付いているはずであるから、乙号証番号が付いたものに訂正を求める。

乙第34及び35号証

3 形状が異なっているので、裁判所に提出されたものと同一ものに訂正を求める。

乙第42号証（裁判所に提出されたものには、請求人意見のインデックスが付いているはずである。）

第2 被告（中央労基署長）が作成提出したもののうち、記載事項等が事実と異なっていると思料されるものについて、訂正を求めるもの（以下のとおり）

1 平成11年3月29日付 証拠説明書 7頁

乙第9号証の立証趣旨の欄

「同僚」は誤り、「上司」に訂正を求める（××は総務部長である）。

「昭和四七年一〇月から昭和五五年九月まで」は誤り、

「昭和四七年一〇月から昭和四九年四月まで、及び昭和五四年一〇月から昭和五五年九月まで」に訂正。因に、事業主は、××の出勤簿

は労基署に提出していないとしていた。

2 平成13年2月19日付 証拠説明書

(1) 乙第31号証の標目の欄

「昭和47年」は誤り、「昭和48年」に訂正を求める。

これは、乙第31号証の書証（乙第1号証の別紙一覧の3も同じ）の記載が誤っているもので、出勤簿と日付を照合すれば、昭和47年でなく、昭和48年であることは明らか。因に、事業主は、同資料は撤回したと述べていた。

(2) 乙第33号証の立証趣旨の欄

「原告が勤務した」は誤り、「引っ越し後の」と訂正。

因に、労基署担当官は、これでは参考にならないと述べていた。

3 平成14年6月13日付 証拠説明書

乙第38号証の立証趣旨の欄

「球技用」は誤り、「休業」と訂正。

4 平成14年7月18日付 証拠説明書

乙第46号証の作成者の氏名が「●●」となっているが、裁判所に提出されたものは、「▲▲」になっているので、訂正。

5 乙第13号証 業務上外の認定について（伺）

事実と異なっているので、平成26年7月15日付保有個人情報訂正請求書（東労発総個訂第26-2号）の別紙第2ファイル②1文書番号1業務上外について復命（4～11頁）と同旨の訂正を求める。

6 乙第17号証 書字数調べ

1日当りの書字数「2480字」は誤り：「5454字」に訂正（乙第13号証の12頁「1日の平均では2480字（多い日でも2936字）」も誤りである）。实地調査した調査官は、「1日の書字数5454字」としている。

1か月の書字数「54,560字」は削除又は、「1日の書字数5454字」から換算して訂正する。

7 乙第34及び35号証 請求書

裁判に提出された各請求書は、上欄の「支給決定 支払決議書」の文字部分及び裏面全部が欠損している。請求人はそのような欠損した請求書は提出していないものであるから、請求人が提出した欠損していない各請求書に訂正を求める。

8 乙第39号証 平成14年6月11日付 報告書

(1) 2頁2(1)休業補償給付請求書②不支給とする場合の「保険給付記録票作成（給付カード、同一請求人の同一災害ごとに作成）」は誤り、削除を求める。

保険給付記録票は、支給決定に伴う事務にかかるもので、保険給付の第1回目の支給決定をした時に作成されるものであるから、そもそも不支給決定の場合には作成されないから、報告書の説明は誤りである。

- (2) 3頁2(2)療養補償給付たる療養の費用請求書については、「療養(補償)給付たる療養の給付及び療養の支給決定分については(保険給付記録票に)記入の必要はない。(昭43.12.25基発821号)」とされているから、①支給する場合も②不支給とする場合も保険給付記録票は作成されないと思われる。よって、①、②とも「保険給付記録票作成(給付カード、同一請求人の同一災害ごとに作成)」は削除。
- (3) 6～7頁(4)検討②「実務上、請求に対する決定は、請求書ごとにする」とされており、通知を請求書ごとに作成する。」は誤り、「とりまとめて決議して差支えなく、通知書にもその内容を明らかにする。」と訂正。

不支給(制限)決定決議書及び通知書について、「請求人の同一事故に係る補償給付請求書が数件(略)ある場合については、個々の請求書について不支給(制限)決定決議を行なう必要はなく、とりまとめて決議して差支えない。ただし、この場合は、当該請求書の種別、受付月日、受付番号を別表(様式適宜)として添付するとともに、通知書にもその内容を明らかにすること。」(昭和47年10月労災保険給付事務必携第14章第2節2(1)101頁)とされている。